

事務連絡
平成 29 年 12 月 28 日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則及び
風しんに関する特定感染症予防指針の改正に係る啓発について（協力依頼）

先般、下記に示す概要のとおり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成 10 年厚生省令第 99 号。以下「施行規則」という。）と、風しんに関する特定感染症予防指針（平成 26 年厚生労働省告示第 22 号）の一部を改正したところです。

平成 30 年 1 月 1 日からの適用に伴い、厚生労働省では、別添のとおり啓発資料を作成しました。つきましては、貴管内の保健所や医療機関等に広く周知いただくとともに、風しんの届出があった場合、適切な対応をよろしくお願いします。

記

1 施行規則改正の概要

- (1) 医師が、都道府県知事に対して、患者の氏名、住所等を直ちに届け出なければならぬ五類感染症として、風しんを定める。（施行規則第 4 条第 3 項関係）

2 特定感染症予防指針改正の概要

- (1) 「第二 原因の究明」の「三 風しん及び先天性風しん症候群の届出」の項における医師の届出について、「診断後 7 日以内に」を「診断後直ちに」に改正する。
- (2) 「第二 原因の究明」の「五 風しん及び先天性風しん症候群の発生時の迅速な対応」の項における感染経路の把握等の調査について、「地域で風しんの流行がない状態において、風しん患者が同一施設で集団発生した場合等に」を「風しんの患者が一例でも発生した場合に」に改正する。
- (3) 「第二 原因の究明」の「六 ウィルス遺伝子検査等の実施」の項におけるウイルス遺伝子検査等の実施について、「可能な限り」を「原則として全例に」に改正する。
- (4) その他所要の改正を行う。

別添：リーフレット「平成 30 年 1 月 1 日から風しんの届出が変わりました。」

平成30年1月1日から 風しんの届出が変わりました。

風しんによる被害をなくすために、平成32年度までの風しんの排除を目指しています。

主な改正ポイント

1 改正前 医師が診断後※、**7日以内に届け出る**

改正後 医師が診断後※、**直ちに届け出る**

※臨床診断例を含む

2 改正前 ウィルス遺伝子検査を**可能な限り実施**

改正後 ウィルス遺伝子検査を**原則として全例実施**

●検体採取前に保健所へお問い合わせ下さい

3 改正前 集団発生した場合、積極的疫学調査を実施

改正後 **1例でも発生した場合**、積極的疫学調査を実施

風しんの届出のために必要な要件

検査診断例：①届出に必要な**臨床症状**の1つ以上を満たし、
かつ、②届出に必要な**病原体診断**のいずれかを満たすもの。

臨床診断例：①届出に必要な**臨床症状**の3つすべてを満たすもの。

①届出に必要な**臨床症状**

ア 全身性の小紅斑や紅色丘疹、イ 発熱、ウ リンパ節腫脹

②届出に必要な**病原体診断**

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	咽頭ぬぐい液、 血液、髄液、尿
検体から直接のPCR法による病原体の遺伝子の検出	
抗体の検出（IgM抗体の検出、ペア血清での抗体陽転 又は抗体価の有意上昇）	血清



麻しん・風しんの 検査及び調査にご協力ください。

- 1 医師により保健所長を経由して都道府県知事へ直ちに届出が行われます。
感染症法第12条第1項により定められています。
- 2 血液・尿・咽頭ぬぐい液などの採取にご協力ください。

麻しんや風しんと診断された場合は、患者の皆様に感染症法に基づく検体（血液、尿、咽頭ぬぐい液など）の採取をご協力いただいております。



血液検査



尿検査



咽頭ぬぐい液検査

- 検体採取前に保健所へお問い合わせ下さい

- 3 保健所の職員による感染拡大防止のための調査へご協力ください。

麻しん・風しんは、人から人へ感染させる可能性のある病気です。そのため、保健所は、感染の流行を予防するため、感染が疑われる方を確認し、必要な方へ緊急ワクチン接種の推奨や健康観察等を行っています。